



《会計・税務の知識》NISA 口座での配当金等受取方法の注意点

はじめに

今年1月から導入された「少額投資非課税制度」。NISA（ニーサ）という愛称で、テレビCM等で見かける事も多く、既に多くの方がご存知かと思えます。NISAの最大のメリットは、配当金及び売買益が非課税となることです。

今回は、NISA口座で上場株式の配当金等の受取り方と、受取方法の注意点をご紹介します。

1. 上場株式の配当金等の受取方法

現在、上場株式の配当金等の受取り方法には、4通りの方法があります。

(1) 配当金領収証方式

ご自宅に郵送されてくる配当金領収証を、ゆうちょ銀行等及び郵便局へ持参し、配当金領収証と引き換えに配当金等を受取る方法です。

受取方法を選択していない場合は、当該方式が適用されます。

(2) 登録配当金受領方式

指定した金融機関の預金口座にて、保有する全部の銘柄の配当金等を受取る方法です。

取引している証券会社が複数あったとしても、1社に当該方式の申込をすると、他の証券会社で保有する銘柄についても、同方式が適用されます。他の受取方法との併用はできません。

(3) 個別銘柄指定方式

銘柄ごとに、指定した金融機関の預金口座で配当金等を受取る方法です。

銘柄ごとに金融機関預金口座を指定できるので、指定しなかった銘柄は、株式数比例配分方式又は配当金領収証方式のどちらかを選ぶ事ができます。

(4) 株式数比例配分方式

保有する全ての銘柄について、証券口座に保有する残高（配当基準日での残高）に応じ、証券会社の取引口座にて配当金等を受取る方法です。

複数の証券会社と取引がある場合、1社で当該方式を選択すると、他の証券会社で保有している株式も、全て自動的に当該方式が適用されます。証券会社ごとに受取方法を選択する事はできません。1社で手続を完了すれば、他の証券会社で保有する銘柄につい

ても自動的に当該方式が選択されますので、他の証券会社で手続をする必要がありません。

2. 非課税となる配当金等受取方法

NISA口座での配当金等を非課税とするには、上記1.(4)の株式数比例配分方式にする必要があります。

それ以外の方式で配当金等を受取ると、非課税とはならず、20.315%の税率（復興特別所得税を含む所得税および住民税）で源泉徴収されます。

NISA口座で株式数比例配分方式を選択すると、NISA口座以外の特定期間、一般口座で保有する全ての配当金等について当該方式で受取る事になりますので、留意が必要です。

また、株式数比例配分方式の選択は、保有する銘柄の配当基準日までに手続を完了しておく必要があります。

3. NISA 口座上場株式等売却益

NISA口座で受取る上場株式の配当金等は、株式数比例配分方式でないとはなりません。上場株式等売却益については、配当金の受取方法に関係なく非課税とされます。

4. 非課税にならなかった配当金等

基準日までに株式数比例配分方式を選択できなかった等の理由により、非課税にならなかった場合、非課税というメリットは受けることはできませんが、特定期間や一般口座で保有する上場株式等配当金と同じように取り扱う事は可能です。

確定申告することで上場株式等の譲渡損失との損益通算ができ、総合課税を選択すれば、配当控除を受けることができます。

5. まとめ

受取方式	受取方法	配当金等	売買益
配当金領収証方式	ゆうちょ銀行等	20.315%課税	非課税
登録配当金受領方式	指定の銀行口座	20.315%課税	非課税
個別銘柄指定方式		20.315%課税	非課税
株式数比例配分方式	証券会社の取引口座	非課税	非課税

6. おわりに

NISAのメリットを最大限利用する為に、再度証券会社等にご確認してみたいかがでしょうか。

(担当：赤羽)